

# 加工食品の表示の適正化に関する法律案

## 目次

### 第一章 総則(第一条・第二条)

### 第二章 表示

#### 第一節 包装加工食品の表示(第三条 第十一条)

#### 第二節 包装加工食品以外の加工食品の表示(第十二条)

### 第三章 表示の適正化のための措置等(第十三条 第十七条)

### 第四章 加工食品表示審議会(第十八条・第十九条)

### 第五章 雑則(第三十二条 - 第三十四条)

### 第六章 罰則(第三十二条 - 第三十四条)

## 附則

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、一般消費者の加工食品の購入に際しての適正な選択とその安全かつ適切な摂取を図るうえにおいて、加工食品の品質その他の内容に関する適正な表示の実施が不可欠であることにかんがみ、加工食品の表示に関し基本となる事項を定めることにより、国民の食生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「加工食品」とは、製造し、又は加工した食品をいう。

2 この法律において、「包装加工食品」とは、加工食品のうち、容器又は包装(主務省令で定める簡易なものを除く。以下「容器包装」という。)に収めたままで一般消費者に販売されるものをいう。ただし、販売の時に容器包装に収めたものを除く。

3 この法律において「食品」とは、食品衛生法(昭和二十二年法伴第二百三十三号)第二条第一項に規定する食品をいう。

4 この法律において、「添加物」とは、食品衛生法第二条第二項に規定する添加物をいう。

5 この法律において「事業者」とは、食品の製造(加工を含む。以下同じ。)を業とする者又は加工食品の輸

入若しくは販売を業とする者をいう。

## 第二章 表示

### 第一節 包装加工食品の表示

(必要な表示)

第三条 事業者は、包装加工食品について、次の各号に掲げる事項をそれぞれ当該各号に規定する基準に従って、主務省令で定めるところにより、容器包装の見やすい箇所に一括して表示しなければならない。

- 一 名称 第二十条第一項の規定により定められた名称の表示の基準に従って記載すること。
- 二 原材料名 使用したすべての原材料の名称(食品衛生法第七条第一項の規定により基準又は規格が定められている添加物にあつてはその名称及び用途名、それ以外の添加物にあつてはその用途名)を使用した重量(水その他揮発性の原材料にあつては、当該包装加工食品に含まれる重量)の多いものから順に記載すること。ただし、内容重量に対するその重量の割合が一パーセント未満の原材料を他の原材料と区分して記載するときは、この限りでない。
- 三 内容量 内容重量又は内容体積を、内容重量はミリグラム、グラム又はキログラムの単位で、内容体

積はミリリットル又はリットルの単位で、単位を明記して記載すること。

四 製造の年月日 製造の年月日を西暦によりアラビア数字で記載すること。ただし、輸入品で製造の年月日が不明のものにあつては、輸入の年月日及び輸入の年月日である旨を同様の方法により記載すること。

五 消費期限又は賞味期間 消費期限(容器包装を開かずに表示された保存方法に従って保存した場合に、当該包装加工食品を安全に摂取できる期限をいう。以下同じ。)を特に表示すべきものとして主務省令で指定する包装加工食品にあつては消費期限を、それ以外の包装加工食品にあつては賞味期間(容器包装を開かずに表示された保存方法に従って保存した場合に、当該包装加工食品の食味及び品質特性を十分に保持することができる事業者が認める期間をいう。以下同じ。)を、それぞれ消費期限又は賞味期間である旨を示して記載すること。

六 保存方法 容器包装を開かずにその食味及び品質特性を十分に保持するための方法であつて、一般消費者が通常採ることができるもののうち最も適当なものを記載すること。ただし、気密性のある容器包装に収められている加工食品(開封後直ちに消費することが通常であるものを除く。)にあつては、開封後

におけるその食味及び品質特性を十分に保持するための方法であって、一般消費者が通常採ることができるもののうち最も適当なものを、開封後の保存方法である旨を示し、併せて記載すること。

七 事業者の氏名及び住所 製造者(加工者を含む。)の氏名又は名称及び住所並びに製造所(加工所を含む。)の所在地(輸入品にあつては、輸入者の氏名又は名称及び住所)を記載すること。ただし、販売者がその品質その他の内容に関する表示を行う場合にあつては、販売者の氏名又は名称及び住所を、販売者である旨を示し、併せて記載すること。

2 容器包装を開かずに表示された保存方法に従って保存した場合に長期にわたりその食味及び品質特性を十分に保持することができるものとして主務省令で指定する包装加工食品については、前項の規定にかかわらず、賞味期間の表示を省略することができる。

第四条 事業者は、次の各号に該当する包装加工食品については、当該各号に掲げる事項を、主務省令で定めるところにより、容器包装の見やすい箇所に、前条第一項各号に掲げる事項と一括して表示しなければならない。

一 使用した原材料に添加物が含まれているものにあつては、当該添加物の名称及び用途名(食品衛生法

第七条第一項の規定により基準又は規格が定められている添加物以外の添加物にあっては、その用途名)及び当該原材料に含まれている旨

二 加工助剤(食品の製造の過程において使用する添加物であって、原材料以外のものをいう。)のうち食品に残存するおそれがある加工助剤として主務省令で指定するものが使用されたものにあつては、使用された加工助剤の名称及び用途名並びに加工助剤である旨

三 調理を要するものにあつては、調理の方法その他調理につき注意すべき事項

四 一般消費者が適当な摂取量を知ることが困難である加工食品として主務大臣が定めるものにあつては、当該包装加工食品の最も適当な摂取の目安量

五 輸入品にあつては原産国名、原産国について誤認されるおそれがある国産品にあつては国産品である旨

第五条 第三条第一項又は前条の規定にかかわらず、容器包装の面積又は形状により第三条第一項各号又は前条各号に掲げる事項を一括して記載することが困難である包装加工食品については、主務省令で定めるところにより、当該事項の全部又は一部の記載を省略することができる。ただし、記載を省略した事項に

については、販売者は、主務省令で定める方法により表示しなければならない。

(栄養成分の表示)

第六条 事業者は、包装加工食品に含まれるたん白質、脂質、糖質、食塩その他の栄養素の量及びそのエネルギーの量を、一般消費者が理解しやすい消費単位当たりで記載して表示するよう努めるものとする。

(有用性の表示)

第七条 事業者は、包装加工食品について栄養補給又は健康の保持若しくは増進に役立つ旨の有用性の表示をしようとするときは、当該包装加工食品に含まれる有用性に係る成分の含有量、そのエネルギーの量等その有用性を栄養学的に根拠づける事項を、併せて表示しなければならない。

(禁止される表示)

第八条 事業者は、包装加工食品について、次に掲げる表示をしてはならない。

- 一 添加物を含んでいるものにあつては、「無添加」、「自然」その他添加物を含んでいないものであるかのように誤認されるおそれがある表示
- 二 品質その他の内容についての虚偽の又は誇大な表示

三 前二号に掲げるもののほか、品質その他の内容について一般消費者が誤認するおそれがある表示  
(特定表示事項の表示等)

第九条 主務大臣は、第三条から前条までに規定するもののほか、包装加工食品の品質その他の内容に関する表示の適正化を図るため必要があると認めるときは、当該包装加工食品について、次に掲げる事項の全都又は一部を定め、これを告示するものとする。

一 第三条第一項各号又は第四条各号に掲げる事項に追加して表示すべき事項(以下「特定表示事項」という。)及びその表示の基準

二 第三条第一項各号若しくは第四条各号に掲げる事項又は第七条に規定する事項についての固有の表示の基準

三 表示してはならない事項

2 事業者は、当該包装加工食品について、前項の規定により告示されたところに従って表示しなければならない。

3 主務大臣は、第一項の規定により同項各号に掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、加工食

品表示審議会の意見を聴かなければならない。当該事項を改廃しようとするときも、同様とする。

(表示の仕方)

第十条 第三条第一項各号若しくは第四条各号に掲げる事項、第七条に規定する事項又は前条第一項の規定に基づき告示された特定表示事項は、邦文で、一般消費者が理解しやすい用語により、明りょうに表示しなければならない。

(過大な容器包装の禁止)

第十一条 事業者は、包装加工食品の内容物の保護又は品質の保全の限度を超える過大な容器包装であって、一般消費者にその内容量を誤認させるものを用いてはならない。

## 第二節 包装加工食品以外の加工食品の表示

(包装加工食品以外の加工食品の表示)

第十二条 主務大臣は、包装加工食品以外の加工食品であって、一般消費者がその購入又はその摂取に際して品質その他の内容を識別することが特に必要であると認められるもののうち、その品質その他の内容に関する表示の適正化を図る必要があるものとして政令で指定するものについては、第三条、第四条、第七

条、第八条又は第十条の規定に準じて、その品質その他の内容に関する表示について、販売者が表示すべき事項及びその表示に際して遵守すべき事項を定め、これを告示しなければならない。

2 販売者は、前項の政令で指定する加工食品について、同項の規定により告示されたところに従って表示しなければならない。

3 主務大臣は、第一項の規定により販売者が表示すべき事項及びその表示に際して遵守すべき事項を定めようとするときは、あらかじめ、加工食品表示審議会の意見を聴かななければならない。これらの事項を改廃しようとするときも、同様とする。

### 第三章 表示の適正化のための措置等

(指示等)

第十三条 主務大臣又は都道府県知事は、第三条第一項各号若しくは第四条各号に掲げる事項、第九条第一項の規定に基づき告示された特定表示事項若しくは前条第一項の規定に基づき告示された表示すべき事項(以下この項において「表示事項」と総称する。)を表示せず、又は表示事項の表示の基準その他この法律の規定により表示に際して遵守すべきこととされる事項若しくは第十一条の規定により遵守すべきこととさ

れる事項(以下この項において「遵守事項」と総称する。)を遵守したい事業者があるときは、当該事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

- 2 主務大臣又は都道府県知事は、前項の指示に従わない事業者があるときは、その旨を公表することができる。

(表示に関する命令等)

第十四条 主務大臣又は都道府県知事は、前条第一項の規定による指示を受けた事業者が同条第二項の規定によりその指示に従わなかった旨を公表された後において、なお、その指示に係る措置をとらなかった場合において、その指示に係る加工食品が広く販売されこれを放置しては一般消費者の利益を著しく害すると認めるときは、当該事業者に対し、その指示に係る措置をとったものでなければ販売し、又は販売のため陳列してはならないことを命ずることができる。

- 2 主務大臣又は都道府県知事は、虚偽の又は誇大な表示その他品質その他の内容について一般消費者に誤認されるおそれがある表示がだされている加工食品が広く販売され、一般消費者の利益を著しく害するおそれがあると認めるときは、その旨を一般に周知させるようにしなければならない。

(消費者の申出)

第十五条 何人も、加工食品の品質その他の内容に関する表示が適正に行われていないため一般消費者の利益が害されていると認めるときは、主務省令で定める手続に従い、その旨を主務大臣又は都道府県知事に申し出て、適切な措置をとるべきことを求めることができる。

2 主務大臣又は都道府県知事は、前項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、前二条に規定する措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第十六条 主務大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、事業者から必要な報告を求め、又はその職員に、事業者の工場、事業場、店舗、営業所、事務所若しくは倉庫に立ち入り、加工食品の表示の状況若しくは加工食品、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

- 3 第一項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(加工食品表示監視員)

第十七条 前条第一項に規定する立入検査及び質問並びに加工食品の品質その他の内容に関する表示の適正化に関する指導の職務を行わせるため、国及び都道府県に加工食品表示監視員を置く。

- 2 加工食品表示監視員は、厚生大臣若しくは加工食品の流通を所掌する大臣又は都道府県知事が、国又は都道府県の職員のうちから任命する。
- 3 前二項に定めるもののほか、加工食品表示監視員の資格その他加工食品表示監視員に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 第四章 加工食品表示審議会

(設置及び所掌事務)

第十八条 経済企画庁に、加工食品表示審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、主務大臣の諮問に

応じ、加工食品の品質その他の内容に関する表示の適正化に関する重要事項を調査審議する。

- 3 審議会は、加工食品の品質その他の内容に関する表示の適正化に関する重要事項について、主務大臣に意見を述べることができる。

(組織等)

第十九条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者及び一般消費者の意見を代表する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、非常勤とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

## 第五章 雑則

(名称の表示の基準)

第二十条 主務大臣は、加工食品の名称の表示の基準を定めなければならない。

- 2 主務大臣は、農林物資の品質及び品質表示の規格化に関する法律(昭和二十五年法律第百七十五号)第七条

第一項の規定により日本農林規格が制定されている加工食品について前項の規定により名称の表示の基準を定める場合には、当該日本農林規格において定める名称の表示の基準に準拠しなければならない。

3 主務大臣は、第一項の規定により名称の表示の基準を定めたときは、遅滞なく、これを告示したなければならない。

(自主的表示)

第二十一条 事業者は、この法律で定める表示に関する事項を遵守するほか、一般消費者の加工食品の品質その他の内容の識別を容易にするために必要な事項を、自らすすんで表示するよう努めなければならない。

(知識の普及等)

第二十二条 国及び地方公共団体は、一般消費者に対して、加工食品又は添加物に関する知識の普及を図るとともに、加工食品の適正な選択とその安全かつ適切な摂取のために必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(食品衛生法等の適用)

第二十三条 この法律の規定は、食品衛生法又は不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十

四号)の適用を排除するものと解釈してはならない。

(国の財源措置)

第二十四条 第十七条第一項の加工食品表示監視員の設置に要する経費その他都道府県知事がこの法律の規定により行う事務に要する経費については、国は、地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第十三条第一項の規定に基づき必要な財源措置を講じなければならないものとする。

(大都市の特例)

第二十五条 この法律中都道府県知事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)においては、政令で定めるところにより、指定都市の長が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

2 前項の場合において、第十七条第一項及び第二項中「都道府県」とあるのは、「指定都市」と読み替えるものとする。

(再審査請求)

第二十六条 前条第一項の規定により指定都市の長が行う処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、主務大臣に対して再審査請求をすることができる。

(経過措置)

第二十七条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。この法律の規定に基づき、主務大臣が特定表示事項その他の事項を定め、又はこれを改廃する場合においても、同様とする。

(協議)

第二十八条 主務大臣は、次に掲げる事項を定め、又は改廃しようとするときは、その旨を公正取引委員会に通知し、かつ、公正取引委員会から意見の申出があったときは、これと協議しなければならない。

- 一 第九条第一項各号に掲げる事項
- 二 第十二条第一項の販売者が表示すべき事項及びその表示に際して遵守すべき事項
- 三 第二十条第一項の加工食品の名称の表示の基準

(主務大臣等)

第二十九条 この法律における主務大臣は、厚生大臣及び当該加工食品の流通を所掌する大臣とする。ただし、第十六条第一項に規定する主務大臣の権限は、厚生大臣又は当該加工食品の流通を所掌する大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(適用除外)

第三十条 酒税法(昭和二十八年法律第六号)第二条第一項に規定する酒類の表示については、この法律の規定を適用せず、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)の定めるところによる。

(主務省令への委任)

第三十一条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、主務省令で定める。

## 第七章 罰則

第三十二条 第十四条第一項の規定による命令に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第三十三条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

#### 附 則

(施行期日等)

第一条 この法律は、平成三年四月一日から施行する。ただし、第九条第三項、第十二条第三項、第四章及び第二十八条の規定は、公布の日から施行する。

2 この法律の規定は、平成三年四月一日以後に製造し、加工し、又は輸入する加工食品について適用する。

(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部改正)

第二条 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第百七十五号)の一部を次

のように改正する。

題名を次のように改める。

### 農林物資の品質及び品質表示の規格化に関する法律

第一条中「適正かつ合理的な農林物資の」を「農林物資の品質及び品質の表示に関し適正かつ合理的な」に改め、「農林物資の品質に関する適正な表示を行なわせることによつて」を削る。

第三条第二項中「、農林物資の品質に関する表示の適正化」を削る。

第十九条の八及び第十九条の九を削る。

第二十条第二項中「若しくは第十九条の八第一項の規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の製造業者若しくは販売業者」及び「若しくは品質に関する表示」を削り、「これらの者の工場、店舗」を「これらの製造業者の工場」に改める。

第二十一条第一項中「次に掲げる場合には」を「格付けの表示を付された農林物資が日本農林規格に適合しないと認めるときは」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「、第十九条の八及び第十九条の九」を削る。

(栄養改善法の一部改正)

第三条 栄養改善法(昭和二十七年法律第二百四十八号)の一部を次のように改正する。

第十二条の見出し中「特殊栄養食品」を「特別用途食品」に改め、同条第一項中「栄養成分の補給ができる旨の標示又は」を削る。

第十六条の見出し及び第一項中「特殊栄養食品」を「特別用途食品」に改める。

第十七条の見出しを「(特別用途食品の標示の許可の取消し)」に改め、同条中「特殊栄養食品」を「特別用途食品」に改める。

第十七条の二の見出し及び第二項、第十七条の三の見出し、第十九条第一項並びに附則第四項中「特殊栄養食品」を「特別用途食品」に改める。

(経過措置)

第四条 この法律の施行前に製造し、加工し、又は輸入した加工食品に係る品質に関する表示及び栄養成分の補給ができる旨の標示については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

第六条 地方自治法の一部を次のように改正する。

第二百五十二条の十九第一項に次の一項を加える。

十六 加工食品の表示の適正化に関する事務

(工業標準化法の一部改正)

第七条 工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の品質及び品質表示の規格化に関する法律」に改める。

(農産物検査法の一部改正)

第八条 農産物検査法(昭和二十六年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「但し、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「ただし、農林物資

の品質及び品質表示の規格化に関する法律」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

第九条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第二十二号の次に次の一号を加える。

二十二の二 加工食品の表示の適正化に関する法律(平成元年法律第 号)の施行に関する事務で厚生省の所掌に属するものを処理すること。

第六条第十八号の次に次の一号を加える。

十八の二 加工食品の表示の適正化に関する法律の規定に基づき、加工食品の品質その他の内容に関する表示の基準を定め、並びに事業者に対し指示し、及び命令すること。

第六条第二十号の次に次の一号を加える。

二十の二 加工食品表示監視員をして必要な立入検査を行わせること。

(農林水産省設置法の一都改正)

第十条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第八十九号中「及び農林物資の品質に関する表示の基準」を削り、同号の次に次の一号を加える。

八十九の二 加工食品の表示の適正化に関する法律(平成元年法律第 号)の施行に関する事務で所掌に属するものを処理すること。

第五条第十四号中「及び農林物資の品質に関する表示の基準」を削り、同号の次に次の一号を加える。

十四の二 所掌事務に係る加工食品の品質その他の内容に関する表示の基準を定めること。

(政令への委任)

第十一条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

## 理 由

最近における加工食品の生産及び消費の状況にかんがみ、一般消費者の加工食品の購入に際しての適正な選択とその安全かつ適切な摂取を図るため、加工食品の品質その他の内容についての表示すべき事項及びその表示の基準その他表示に関する遵守事項並びに適正な表示を行わせるための措置等を定める必要がある。

これが、この法律案を提出する理由である。

この法律の施行に要する経費

この法律の施行に要する経費は、平年度約二十四億円の見込みである。